

2 社協を取り巻く環境

平成29年の社会福祉法の改正では、地域共生社会の実現に向けて、「他人事」を「我が事」に変え、課題は「丸ごと」受け止める地域福祉推進を図ることが規定されました。さらに、令和2年の社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築として、制度の縦割りではなく属性や世代に関わらず受け止める【相談支援】、地域資源を開拓し社会とのつながりをつくる【参加支援】、地域のプラットフォームの形成や交流の場・居場所づくりなどの活動活性化を図る【地域づくりに向けた支援】の一体的な実施が具体的に推進されることになりました。

「全世代型社会保障構築会議 報告書（令和4年12月16日）」には、地域共生社会の基本的方向として、人々が地域社会とつながりながら安心して生活を送ることのできる社会の構築を目指し、医療・介護・福祉をはじめとする包括的なケアを提供する体制の整備、制度・分野の枠や「支える側・支えられる側」という従来の関係を超えて一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現に向けて、取り組むべき課題が示されています。

このような中、全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会においては、地域を取り巻く環境と社協の置かれた状況の変化を捉え、地域福祉推進の中核的な団体として社協が果たすべき役割と取り組みの方向性を明らかにするため、新たな「社会福祉協議会基本要項」の策定に向けた議論が始まっています。

以下、本計画の実行において、内容と動向の注視が必要な国・東京都・新宿区の法制度や計画などについて、記載しました。

1 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月1日施行）

令和5年に成立したこの法律では、日常生活もしくは社会生活において孤独を感じるにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある人への支援などに関する取り組みについて定め、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指しています。基本理念として、1 社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ること、2 孤独・孤立の状態にある当事者等の状況に応じた継続的な支援を行うこと、3 当事者等の意向に沿って、社会及び他者との関わりを持つことにより、孤独・孤立の状態から脱して日常生活を円滑に営むことができるよう必要な支援を行うこと、の3点が示されています。

2 第二期成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に「成年後見制度利用促進法」が成立し、令和4年3月には同法に基づく第二期成年後見制度

利用促進基本計画（以下、「第二期基本計画」と言う。）が閣議決定されました。

第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、成年後見制度の見直しに向けた検討、同制度の運用改善及び地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めることが定められています。

3 社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働推進方策

（令和3年6月、全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会）

「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、社協や社会福祉法人・福祉施設の連携・協働が求められています。

社協が社会福祉法人・福祉施設との連携・協働を進める目的は、制度の縦割りを超えた多種多様な主体による包括的支援の実現や、福祉の理解者を増やすための福祉教育の実施、福祉人材の育成・確保の他、社協職員と社会福祉法人職員が地域づくりなど共に取り組むことによる学び合いなどが挙げられています。

それらを踏まえて、市区町村域や日常生活圏域をはじめとしたより身近な地域での連携・協働の場づくり、相談窓口の設置やアウトリーチを通じた地域生活課題の発見と情報共有の推進、連携・協働の場で共有された地域生活課題を踏まえた具体的な事業・活動の実施など、社協と社会福祉法人・福祉施設に求められる推進方策が示されています。

4 コロナ禍で顕在化した地域課題

～重層的支援体制整備事業にかかわる取組みおよびコロナ禍における地域課題に関する状況
区市町村社協アンケート結果報告書～ （令和3年9月、東京都社会福祉協議会）

令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は、地域におけるさまざまな支えあい活動に大きな影響を与えました。

切り詰めながらも精いっぱい生活していた人が失業や減収などの生活困窮に陥るなど、これまで福祉とは縁のなかった層にまで新型コロナは大きく影響し、新たなニーズの拡大・顕在化が進みました。また、さまざまな生きづらさ、暮らしづらさを抱える人、望まない孤独・孤立の状態にある人が増加するなど、コロナ禍においては地域生活課題の複雑化・複合化が一層深刻な状態となりました。

本報告書では、コロナ禍を通じて顕在化した4つの地域課題及び必要な取り組みを下記のとおり示しています。

課題1

コロナ禍の日常生活の長期にわたる変化に伴う高齢者、障害者、子どもたちへの今後の影響

必要な取組み1

コロナ禍で緊急対応した課題への地域と連携した継続的な関わり

課題2

これまでは把握されていなかったが、コロナ禍で顕在化した新たな地域生活課題

必要な取組み2

新たに把握した課題の実情を具体的に把握し、関係機関、地域住民と地域生活課題として共有

課題3

地域活動の担い手と今後の活動のあり方への影響

必要な取組み3

休止した地域活動の再開・継続支援や新たな担い手づくり

課題4

情報格差への対応

必要な取組み4

情報格差を生まない効果的な情報発信

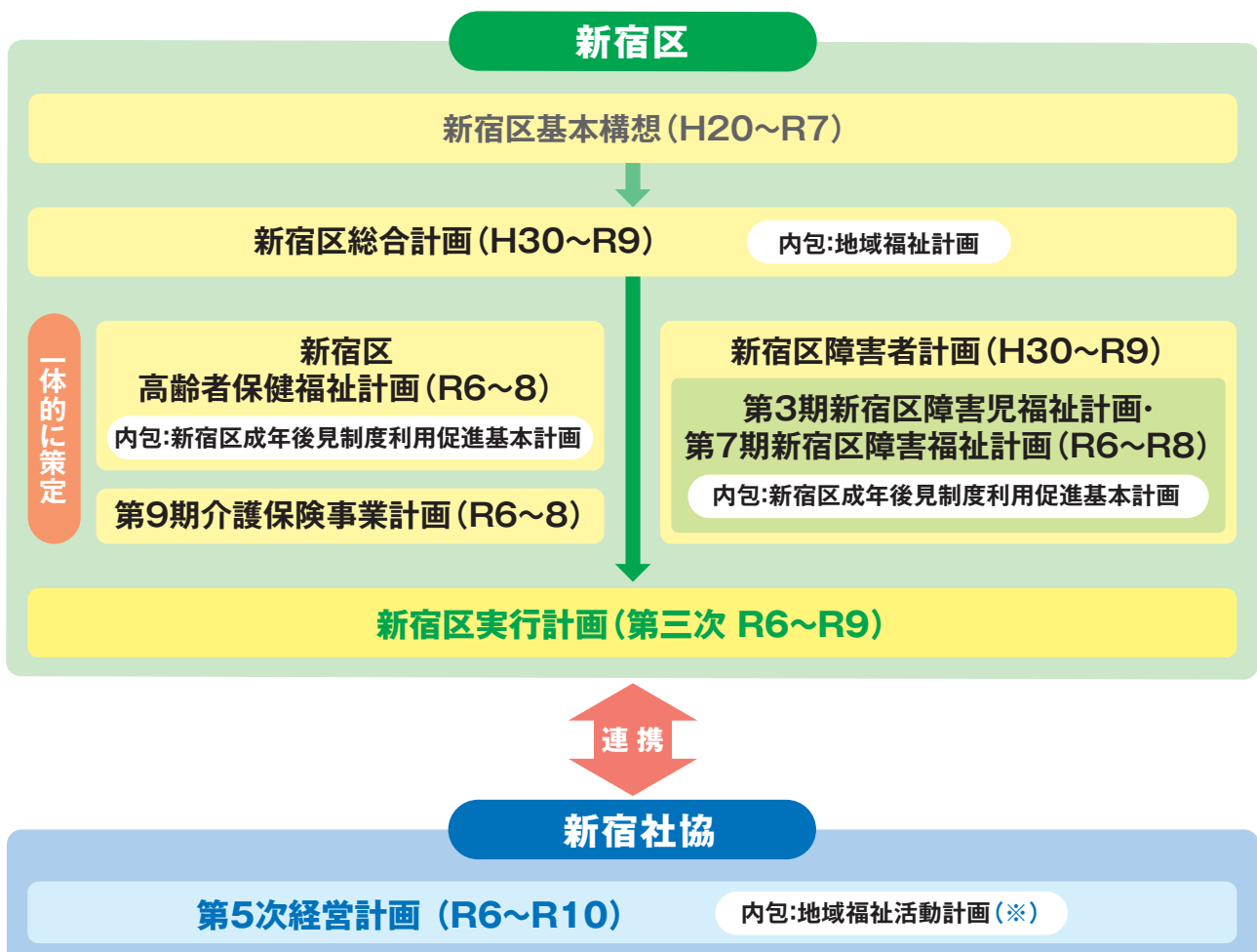
5 新宿区第三次実行計画(令和6年度～令和9年度)

新宿区は、平成29年12月に、基本構想で掲げる“めざすまちの姿”『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けて、すべての区民が心豊かに暮らすことができるよう生活を支えるとともに、商業・業務・文化・居住機能が集積する魅力ある都市としての強みを活かし、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを推進するため、平成30年度から令和9年度の10年間を計画期間とする新たな総合計画（基本計画、都市マスタープラン）を策定しました。

また、総合計画に示した施策を具体の事業として計画的に実施していくため、令和6年度から令和9年度の4年間を計画期間とする第三次実行計画が、令和6年1月に策定されました。第三次実行計画は、総合計画に掲げる「暮らしやすさ1番の新宿」、「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」、「賑わい都市・新宿の創造」、「健全な区財政の確立」、「好感度1番の区役所」の各施策が、将来大きな成果をもたらすよう、区が計画的に推進していく事業をまとめたものです。

なお、第三次実行計画には、「地域で支え合うしくみづくりの推進」と「認知症高齢者への支援体制の充実」という、新宿区から委託を受けて新宿社協が実施する事業も計画事業として位置づけられています。

《区の計画との関係》



(※) 地域福祉活動計画…社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社協が活動計画として策定する計画で、本計画に内包しています。